

1 . 件名 : 使用前事業者検査における溶接士技能認証に係る技術基準に関する面談

2 . 日時 : 令和3年2月1日 13時30分~14時20分

3 . 場所 : 原子力規制庁2階打合せスペース (TV会議システムを利用)

4 . 出席者

原子力規制庁原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

上田企画調査官、中田上席原子力専門検査官、

渋谷主任原子力専門検査官、森田主任原子力専門検査官、

平川主任原子力専門検査官

東京電力ホールディングス(株)

原子力運営管理部 保安管理グループ チームリーダー 他1名

電源開発(株)

原子力技術部 設備技術室 課長 他5名

日本原燃(株)

技術本部 技術管理部 技術基盤グループ グループリーダー 他3名

三菱重工業(株)

原子力セグメント 品質保証部 主席技師 他1名

原子力エネルギー協議会

副長 他2名

5 . 要旨

原子力エネルギー協議会等から、使用前事業者検査における溶接士技能認証に係る技術基準の運用について、資料に基づき以下のとおり質問を受けた。

- (1) 溶接士技能認証に係る技術基準規則解釈別記 - 5の改正後においても、溶接士資格の更新の起点は、従来どおり当該溶接士が溶接した構造物の耐圧検査及び外観検査の合格日として問題ないか。
- (2) 同別記 - 5において、溶接士技能認証標準と同等と認められている日本産業規格 (JIS) は、今後最新の2018年版が適用されるため、JISの年版を更新するための同解釈の改正は可能か。
- (3) 同別記 - 5の別表第4に示されているJIS Z3801に基づく溶接士資格について、同別表では除かれているティグ溶接の資格を追加するための同解釈の改正は可能か。

○原子力規制庁から、質問のあった点について、それぞれ以下のとおり伝え
た。なお、技術基準規則解釈の改正について意見がある場合は、原子力規制
庁のしかるべき窓口を通して意見願いたい旨を伝えた。

- (1) 同解釈の改正前後において何ら運用を変更したものではないことから、
溶接士資格の更新の起点を、従来どおり当該溶接士が溶接した構造物の耐
圧検査及び外観検査の合格日として問題ない。
- (2) 同解釈には、技術基準規則に照らして十分な保安水準の確保が達成でき
る技術的根拠があれば、本解釈に限定されるものではないと規定している
ことから、適用するJIS年版の技術的な同等性を示すとの対応は選択可能
な方法の一つである。
- (3) JIS Z3801に基づくティグ溶接の資格は平成12年当時の溶接の技術基準
の時点で既に除かれており、JISに規定のない拘束のある状態を想定した
有壁状態での溶接姿勢による試験等に違いがあるなど、具体的な内容の検
討が必要である。

6 . その他

資料：使用前事業者検査（溶接）に係る技術基準に関する確認事項